

2020年8月27日（木）
（事業に関すること）
愛知県感染症対策局感染症対策課
感染症対策調整グループ
担 当 坂上、今井
内 線 5948・5942
ダイヤル 052-954-7466
（予算に関すること）
愛知県総務局財務部財政課
予算第五グループ
担 当 小島・忠内
内 線 2993・2994
ダイヤル 052-954-6042

新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者配食サービスの開始について

本県では、新型コロナウイルス感染症の軽症者等については、医師の判断により宿泊療養施設への入所又は自宅療養となりますが、自宅療養者が外出することなく自宅療養に専念してもらうため、食事支援サービスを開始することとしました。

記

1 自宅療養者に対する配食サービスの提供について

自宅療養をされる方に対し、外出することなく自宅療養に専念してもらうため、配食サービスを提供するもの。

<事業の概要>

対 象 者：県保健所管轄区域内に在住する新型コロナウイルス感染症の軽症者等（無症状または軽症者）で自宅療養をする者のうち、食事の提供を希望する者。

事業開始時期：2020年9月1日から

提 供 内 容：冷凍弁当・飲料を1食分とし、1日3食分を自宅療養期間が終了するまで毎日提供する。

なお、保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）にあつては、各市が実施する事業に対して県が補助を行う。

2 予算措置（令和2年8月27日専決）

（1）令和2年度一般会計補正予算（第10号）

（単位：千円）

既決予算額	補正予算額	計
2,756,508,976	1,813,513	2,758,322,489

<補正内容>

- ・ 自宅療養者配食サービス提供体制確保事業費 1,813,513 千円

（2）議会への報告

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、9月定例県議会において報告する。